

福祉文教常任委員会議事録

(令和5年3月13日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和5年3月13日(月) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 辻本 博之 副委員長 斧田 秀明
委員 建石 良明 西田いく子
藤井千代美 森田 忠彦
村井 浩二 辻本 馨
中村 直幸
議長 山田 強
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 教育次長 池田 貴則
副町長 齋藤 健吾 秘書政策課長 西本 武史
教育長 中道 雅夫 福祉介護課長 武部 勝浩
政策総務部長 小角 孝彦 いきいき健康課長 堀内 孝茂
まちづくり推進部長 村上 正規 保険医療課長 松岡 健一
健康福祉部長 子安 逸二
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案第5号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 - (2) 議案第7号 令和5年度太子町国民健康保険特別会計予算
 - (3) 議案第10号 令和5年度太子町介護保険特別会計予算
 - (4) 議案第11号 令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計予算

午前 9時30分 開 会

○辻本（博）委員長 皆さん、おはようございます。

3日に引き続きまして、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は全員出席されていますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の本委員会に付託されました案件は、議案第5号の補正予算案件1件と、議案第7号、第10号及び第11号の当初予算案件3件の計4件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは、補正予算案件の議案第5号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○松岡保険医療課長 おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第5号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての内容の説明を申し上げます。

令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算書の1頁をお願いします。

第1条、第1項、予算の総額でございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2千970万5千円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2千665万7千円とするものでございます。

まず、歳出の内容でございますが、8頁、9頁になります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額2千200万円は、事業別区分1の一般被保険者療養給付費で、医療費実績、直近の10か月分が前年度比較で5.38%の増となっていることから、予算を上回る給付が見込まれるため、補正を行うものでございます。

次の2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額400万円。事業別区分1の一般被保険者高額療養費につきましても、直近の実績10か月分が前年度比較で8.01%の増となっており、これについても不足が見込まれることから補正をするものでございます。

次に、8款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額370万5千円。事業別区分1の一般会計繰出金事業は、一般会計で実施する国保被保険者の健康増進事業に対して、保険者努力支援交付金などの補助金を一般会計に繰り出すものでございます。なお、補助率は10分の10でございます。

続きまして、歳入の内容でございますが、6頁、7頁になります。

4款府支出金、1項府補助金、1目保険給付費等交付金、1節保険給付費等交付金の普通交付金2千600万円は、歳出の一般被保険者療養給付費の財源として2千200万円、一般被保険者高額療養費の財源として400万円を措置しております。

また、2節保険給付費等交付金の特別交付金370万5千円は、一般会計繰出金の財源で5分の4を保険者努力支援分として、5分の1を特別調整交付金市町村分として措置しております。

以上が、議案第5号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容の説明でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○辻本（博）委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 今言った療養給付費とか高額療養費が伸びた要因みたいなのが感じられていることありますか。

○松岡保険医療課長 今、要因ということでございますけれども、コロナ禍であったものの受診控えもなくなりまして、必要な医療を必要な方がきちんと受診されている傾向がちょっと出ているのかなというふうには認識しております。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第5号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本(博)委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案どおり可決することに決しました。

次に、当初予算案件の議案第7号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計予算、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○松岡保険医療課長 それでは、議案第7号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出予算につきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず、歳入歳出を通じて、令和5年度予算の特徴につきまして、ご説明をさせていただきます。

附属説明資料の1頁、2頁になります。

それぞれ歳入歳出の内訳について記載させていただいておりますが、令和5年度当初予算の総額は14億6千620万5千円で、前年度と比べ、904万4千円で0.6%の減となっております。主な要因でございますが、1人当たりの保険給付費を令和4年度当初予算比較で6%の大幅な増を見込むものの、被保険者数が160人ほど大幅に減少することによるものでございます。

次に、2頁、歳出から説明をさせていただきます。

まず、保険給付費でございますが、新型コロナウイルス感染症による受診控えがなくなり、回復から反動の傾向が見られ、1人当たりの保険給付費は、前年度当初予算ベースよりも6%の増加としましたが、被保険者数の急激な減少に伴い、保険給付費の合計、ここで言いますと、計のア+イ+ウの欄でございますが、9億6千588万7千円。前年度比1千887万3千円、1.9%の減となっております。

次に、被保険者の方々から納付していただきました保険料などを大阪府に納付する事業費納付金は、1人当たり医療費の増に加え、後期高齢者支援金等及び介護納付金も増加し、事業費納付金の計、小計欄でございますが、4億3千311万9千円、前年度比925万1千円、2.2%の増となっております。

次に、左側、1頁の歳入でございます。

まず、保険料でございますが、被保険者数は減少傾向にありますが、1人当たり医療費などの増に伴い、事業費納付金が増加になることを受け、3億659万5千円。前年度比641万4千円、2.1%の増となっております。

次に、府支出金では、歳出の保険給付費の減に伴い、その財源として交付される保険給付費等交付金の普通交付金の減などにより、10億2千974万7千円。前年度比1千884万1千円、1.8%の減となっております。

次に、一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金の増などにより、1億946万9千円。前年度に比べ、335万8千円、3.2%の増となっております。

また、基金繰入金では、被保険者数が減少するものの、医療の高度化や被保険者の高齢化により、1人当たり医療費の大幅な増加が見込まれるため、急激な保険料上昇が見込まれます。これを一定抑制する目的で、国保財政調整基金繰入金は2千万円を計上しております。

1頁めくっていただいて、3頁になります。

上段の国保加入者の状況でございます。一般被保険者数では、2千641人で、前年度と比べ159人の減、また、下の表は、一般被保険者における1人当たりの医療費の推移を表しており、令和5年度の1人当たり医療費は、令和4年度の年度途中までの実績等を加味し、42万4千725円を見込んでおります。

それでは、予算書をお願いいたします。

それでは、予算書183頁になります。

第1条、第1項でございますが、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6千620万5千円とするものでございます。

次に、飛びますが、195、196頁になります。

まず、歳出からでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費689万1千円。前年度比130万9千円の減でございます。事業別区分1の一般管理事業では、国保連合会に委託している診療報酬等の審査支払い業務のほか、各種通知作成に係る電算業務委託料、第三者行為の求償事務手数料、電算システムに係る自治体クラウド利用料、国保連合会への負担金などを計上しております。主な減の要因としましては、電算システム改修費の委託料の減によるものでございます。

次に、2項徴収費、1目賦課徴収費329万1千円。前年度比162万4千円の減。事業別区分1の賦課徴収事業では、納付書等の印刷費郵送料及び口座振替手数料、電算機器及びシステムプログラム委託料、コンビニ収納代行委託料などを計上しております。減の主な要因としましては、滞納整理システムのリース期間が終了し、保守契約に変更

となったことから減となっております。

次の頁、197、198頁になります。

3項運営協議会費、1目運営協議会費15万1千円。前年度と同額で、国保運営協議会に係る委員報酬等の経費を計上しております。運営協議会委員は9名となっております。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費でございます。1目一般被保険者療養給付費8億1千931万3千円。前年度比1千284万2千円の減及び目が前後しますが、3目一般被保険者療養費1千503万4千円。前年度比29万6千円につきましては、令和3年度までの給付実績及び直近の療養給付費、療養費の見込みを勘案し、計上しております。

また、1つ上の2目退職被保険者等療養給付費及び4目退職被保険者等療養費は、過年度に係る給付費の請求に対応するため、科目設定のための頭出しとして、それぞれ1千円を計上しております。

次に、5目審査支払手数料の250万円は、国保連合会への療養給付費等の審査支払手数料で、前年度と同額を計上しております。

次に、2項高額療養費でございます。1目一般被保険者高額療養費1億1千749万1千円は、過去からの給付実績や直近の給付見込みを勘案して計上しております。

次の頁になります。199、200頁でございます。

次の2目退職被保険者等高額療養費も、頭出しとして1千円を計上させていただいております。

次に、3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、給付実績や直近の給付見込みを勘案し、前年度と同額の20万円を計上いたしております。

次に、4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、他の退職被保険者に係る保険給付費と同様に、科目設定のための頭出しとして1千円を計上しております。

次の3項助産諸費、1目出産育児一時金750万円は、前年度比120万円の増で、出産育児一時金の引上げ及び過年度の出産数の実績を考慮し、出産1人につき50万円、15人分を計上しております。

次に、4項葬祭諸費、1目葬祭費140万円は、昨年度と同額を見込んでおり、被保険者の葬祭1件につき5万円、28件分を計上いたしております。

次の5項精神・結核医療給付金、1目精神・結核医療給付金につきましては、過去の

実績並びに直近の見込み等を勘案し、前年度と同額の210万円を計上しております。

次の頁になります。201、202頁でございます。

6項移送費、1目一般被保険者移送費及び2目退職被保険者等移送費につきましては、緊急やむを得ない理由により、医師の指示で移動が困難な重病人を転院させたときに支給されるもので、1目一般被保険者移送費は、前年度と同額の10万円を、2目退職被保険者等移送費は、頭出しの1千円をそれぞれ計上させていただいております。

また、7項傷病手当金、1目傷病手当金につきましては、業務外の事由による療養のため労務に服することができないときに支給されるもので、令和4年度の実績等を考慮し、24万4千円を計上しております。

次に、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分で3億540万4千円。前年度比392万円の増でございます。本町で収納いたしました保険料や一般会計からの保険基盤安定繰入金などを大阪府に納付するものとなっており、本年1月の大阪府におけます令和5年度の本算定結果に基づき、大阪府から本町に対し提示された事業費納付金の医療給付費分を計上しております。

次に、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、9千374万3千円。前年度比407万2千円の増で、後期高齢者医療保険制度に対する現役世代の支援金として、医療分と同様に、大阪府から本町に対して後期高齢者支援金等分として提示のあった事業費納付金を計上しております。

次の頁になります。203頁、204頁でございます。

3項介護納付金分、1目介護納付金は3千397万2千円。前年度比125万9千円の増で、介護保険制度における2号被保険者に係る保険料で、介護納付金分として、これも大阪府から提示された額を計上しております。

次の4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目その他共同事業拠出金は、年金機構から提供されるデータを基に、退職医療対象者リストの作成に係る共同事業拠出金で、1千円を計上しております。

次に、5款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費378万7千円。前年度比30万7千円の減。事業別区分1、疾病予防費は、エイズ予防パンフレットの購入費、医療費通知、ジェネリック医薬品の差額通知の郵送料のほか、委託料は人間ドックの半額助成で、130件分を計上しております。

次に、2項特定保健診査等事業費、1目特定健康診査等事業費2千89万4千円。前

年度比191万4千円の増。事業別区分1の特定健康診査事業費1千183万1千円は、特定健診や集団健診に係る費用のほか、国保連合会に委託しております受診券の作成や健診結果等の電算処理に係る費用を計上しております。

次の頁になります。205頁、206頁でございます。

事業別区分2の特定保健指導事業費（保険医療課）828万9千円は、特定健診や特定保健指導等の充実を図るため、医療専門職として、保健師、管理栄養士など3名分の会計年度任用職員の報酬等を人件費として計上しております。事業別区分3の特定保健指導事業費（いきいき健康課）は、いきいき健康課において実施しております保健指導等の事業費として77万4千円を計上しており、特定健診の結果により特定保健指導が必要な人への対応として、糖尿病予防教室や重症化予防教室などに係る費用などがございます。

次に、6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金3万円。前年度比3万円の減は、財政調整基金の繰替運用に係る利子を同基金へ積み立てるものでございます。

次の頁になります。207、208頁でございます。

7款公債費、1項公債費、1目利子3万円。前年度比3万円の減は、国保財政調整基金の繰替運用に係る利子を計上させていただいております。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険料還付金、前年度と同額の100万円は、被保険者に対する過誤納還付金として、また、2目償還金2千円は、国・府への償還金を頭出しとして、昨年度と同額を計上しております。

2項繰出金、1目一般会計繰出金255万7千円。前年度比皆増は、一般会計で実施する国保被保険者の健康増進事業に対して、国民健康保険特別会計が受けた保険者努力支援交付金などの補助金を一般会計に繰り出すものでございます。なお、補助率は10分の10でございます。

9款予備費、1項予備費、1目予備費2千856万5千円は、前年度比59万3千円の減。これは、予測し得ない年度途中の急な保険給付費等の財政需要に対応するため計上しております。

次に、歳入でございます。

頁が飛んで恐れ入りますが、189、190頁になります。

1款国民健康保険料、1項国民健康保険料、1目一般被保険者国民健康保険料3億6

5 9 万 5 千円。前年度比 6 4 1 万 4 千円、2.1%の増となっております。大阪府に事業費納付金を納付するに当たり、繰入金などとともに必要となる保険料を、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分として、それぞれ現年分と滞納繰越分について計上いたしております。

次に、2 款一部負担金、1 項一部負担金、1 目一般被保険者一部負担金は、科目設定のための頭出しとして、1 千円を計上しております。

次に、3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料は、前年度と同額の 8 万円を計上しております。

次に、4 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金 7 万 5 千円は、出産育児一時金の引上げに対する令和 5 年度のみの特時的な措置として、出産 1 件につき 5 千円の補助があり、出産育児一時金の件数と同じ 1 5 件分を計上しております。

次の頁になります。1 9 1 頁、1 9 2 頁でございます。

5 款府支出金、1 項府補助金、1 目保険給付費等交付金 1 0 億 2 千 8 4 2 万 9 千円。被保険者数が急激に減少することから、前年度比 1 千 8 7 8 万 5 千円の減となっておりますが、これは本町が行います保険給付や保健事業等に必要となる財源について、大阪府から交付されるものとなっております。

なお、1 節保険給付費等交付金（普通交付金）1 0 億 4 9 7 万 8 千円は、療養給付費や療養費、出産育児一時金、葬祭費などの保険給付に加え、保健事業の実施に対する交付金となっております。

また、2 節保険給付費等交付金（特別交付金）2 千 3 4 5 万 1 千円は、国の保険者努力支援制度に係る交付金及び従来の国特別調整交付金で、府繰入れ 2 号分は、従来の府特別調整交付金に係る交付金となっております。

更に、特定健診等負担金は、特定健診特定保健指導に係る国及び府の負担分として交付されるものとなっております。

次に、2 目国保事業助成補助金 1 3 1 万 8 千円は、一般会計において、大阪府とともに実施しております重度障がい者、ひとり親の各医療費助成事業に伴う、療養給付費等国庫負担金の減額調整に対する府補助金となっております。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金は、国保財政調整基金の繰替運用等に係る利子として、前年度比 3 万円減の 3 万円を計上しております。

次に、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1億946万9千円。前年度比335万8千円の増。

1節保険基盤安定繰入金の保険料軽減分5千606万7千円は、低所得者に対する保険料軽減分を補填するため、一般会計から繰り入れるものでございます。

2節保険基盤安定繰入金の保険者支援分3千22万3千円は、低所得者を多く抱える保健者の財政を支援するための繰入金となっております。

3節未就学児均等割保険料繰入金79万1千円は、令和4年度分の国民健康保険料から新たに実施された未就学児の均等割保険料軽減措置に係る繰入れで、負担割合は、国が2分の1、府4分の1、町4分の1となっており、76人分を計上しております。

4節職員給与費等繰入金968万8千円は、歳出の総務費に対する事務費相当分を繰り入れるものとなっております。

5節財政安定化支援事業繰入金368万8千円は、高齢者の加入割合に応じて繰り入れるものでございます。

6節その他一般会計繰入金629万1千円は、保険料の町独自減免等に対する補填分や、地方単独事業実施に係る国庫負担金減額相当分の補填分のほか、集団健診でのがん検診のセット受診の費用を繰り入れるものとなっております。

7節出産育児一時金等繰入金272万1千円は、過去の出産育児一時金の精算分を含めて地方財政措置されている出産育児一時金を、一般会計から繰り入れるものでございます。

次の頁になります。193、194頁でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2千万円は、被保険者数は大幅に減少するものの、被保険者の高齢化や医療の高度化による医療費の伸びによる急激な保険料上昇の抑制を目的に、町独自の激変緩和として、財政調整基金を前年度に引き続き繰り入れるものでございます。

次に、8款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金は、科目設定のための頭出しとして1千円を計上しております。

9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、2目一般被保険者加算金、3目過料は、それぞれ頭出しとして、前年度と同額を計上いたしております。

次に、2項雑入でございます。1目雑入として前年度と同額の20万円を計上しております。

最後に、飛びますが、186頁をお願いします。

債務負担行為でございます。

令和6年度に実施予定のとくどく検診事業でございますが、限度額621万7千円を計上しております。

以上が、議案第7号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計予算についての説明でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○辻本（博）委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田副委員長 それでは、私のほうからは、附属説明資料の3頁を開いていただければありがたいと思います。

この附属説明資料の3頁のところには、1人当たりの療養費の推移というふうな表があります。こちらのほうなんですけれども、令和2年で底を打った後、ずっと右肩上がりというふうな状況の中で、コロナ感染症による受診控えというふうなものが、令和2年、3年ぐらいにあったのかなというふうな状況がこれだろうかと思うんですけれども、ここからの右肩上がりになっているのは、先ほどの補正等でもちょっと説明のあったように、加入者のほうがこれからも減ってくるというんですか、団塊の世代とかの兼ね合いもあり、そちらのほうでは減少、また、医療費については、反対に高騰というのは、これからもずっと続いていく見込みなんですか。

○松岡保険医療課長 先ほどもちょっとお問合せいただいた分なんですけれども、今もうコロナ後になるかと思うんです。その中で1人当たりの医療費が増えているということは、やはり国保の加入者自体が高齢化している。高齢化されている方は、医療費がやっぱりかかる世代でもございます。その中で1人当たりの医療費が伸びているという状況にあり、今後ますます高齢化が進むことが予測されますので、右肩上がりで医療費のほうも上がっていくのではないかなというふうには考えております。

○斧田副委員長 ありがとうございます。この傾向というのは、別に太子町だけではなくて、人口流入のある大きな大都市を除いて、普通の一般的な市町村については、こういうふうな傾向になっていると考えていいんでしょうか。

○松岡保険医療課長 今、全体的に、大阪府内統一で医療費等々を見させてもらっていま

すけれども、やはりその中身を見ますと、各々、各市町村につきましても、1人当たりの医療費が上がっているというような状況であるというふうに認識しております。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 マイナンバーカードが保険証として利用できるようになってきていると思うんですけど、現場の医療機関で住民さんが実際に使うときに、いろいろトラブルとかそういうところの、今そういう事象が起こっているとか、そういう報告はあるんでしょうか。

○松岡保険医療課長 すみません。マイナンバーカードの質問ということで、今、確かに保険証にはひもづけできるようにはなっています。ただ、医療機関の読み取りができる機械の体制が、何%でしたかね、まだ10何%、20%いっているかどうかというぐらいの数字になっていまして、実際、テスト的に置かれている医院もございまして。中々保険証の代わりとしてトラブルがあるのかということなんですけれども、ちょっとこちらのほうで、窓口で問合せがあったのは、マイナンバーカードで保険証をひもづけしましたと。それで、病院へ行って、機械はあるけど読み込めませんでしたというようなことで、どうなっているのかという問合せが逆にありましたというような状況はございます。

○村井委員 私らも保険証として使えるんやというようなことで、今、カードを持っていたら、そのまま何の手続きもせずに保険証として使えるんですか。

○松岡保険医療課長 カード自体には、ひもづけるというその手続きをしないと保険証にはならないので、保険証と一緒にひもづけてくださいということで申し出があれば、ひもづけしているというような状況でございます。

○村井委員 私も保険証として使うってなったときに、また手続きがね、保険証として使えますという手続きが要るということを熟知できてなかったの。

私もちょっと調べたんですけど、太子町のホームページで、そういうところのQ&Aとか、今のホームページの国保のところの、よくある質問みたいなのがあると思うので、これは国保だけではないですけど、ほかにもよくあることなんですけど、ちょっとタイムリ的に言ったら、例えば、医療費控除のところとか、領収証をもう集めなくてもいいですよという制度も使えるというふうなところも、そのQ&Aのところ、そういう対応ができたかなと思いますのでね。また、何か改善の余地があるかと思うんですけど、その辺のご予定とかはありますか。

○松岡保険医療課長 国民健康保険だけではなくて、例えば、確定申告で必要な領収書とか、領収書は要らないよとか、保険証については、ひもづけするにはこういう手続きが

必要ですよというような事例については、ホームページのほうがございますので、広報担当課と調整しながら、必要な情報については載せていけたらというふうには考えています。

○**村井委員** 去年からずっと、マイナンバーカードの普及率というか、皆さんに取得してもらおうというのに、すごく全庁挙げて力入れておられたと。確かに住民さんの中でもマイナンバーカードを取得して、保険証なり、いろいろそういうようなところで行政手続きのサービスを効率よく受けられるんやろうなというふうなことは、ぼや一っとは分かっておられると思うんです。ただ、その次の個々のサービスに行くときに、この手続き要るのかとか、これだったらどうなるのかといったところが、今のホームページ上だったらちょっと分かりにくいかなというのがありますしね。よくある質問でもそういうのはありますし、もう1個、部署替わりますけど、関連ということで、ちょっと総務部長、もっと根本のマイナンバーカードの最終更新日2015年11月5日になっているので、その辺の対応もして、Q&Aでやってもらって、世の中マイナンバーカード、保険証の利用でどんどん進めているので、またちょっとその辺、改善をお願いしておきます。

以上です。

○**辻本（博）委員長** ほかにございませんか。

○**建石委員** 今の村井委員の関連になるんですけども、ひもづけに関して、国なり、あるいは府なりからの何らかのその情報的なものは、町のほうには入ってきていますか。

○**松岡保険医療課長** ひもづけする方法ですか。それとも、義務化とかそちらの質問でございませうか。

○**建石委員** 例えば、マイナンバーカードで診察をすると、12円安くなるとか、例えば、医療機関のシステム化、機械の導入とか、また、薬局関係にシステム化をこういうふうにして国のほうは推進していますよというふうな情報は入ってきていますか。

○**松岡保険医療課長** ある程度情報としては、先ほども申しましたように、今現在2割程度使えるようにはなっています。システムを導入しようとしている医療機関もかなりあるというふうには聞いております。正確な数字はちょっと今持っていませんが。

あと、お聞きのマイナンバーカード自体を保険証として使えば、確かに診療報酬の費用がちょっと安く、普通の保険証より安くなるという仕組みにしようというふうにはしているみたいだという情報しか、今ないんですが、それでよろしいですか。

○**建石委員** ということは、まだ完全に、あれは来年の10月からかな。ちょっと僕の記

憶なので分からないけど。国のほうか、また、府のほうから、もっと推進してください、こういうこともありますよというところまでは、まだ聞いてないということですね。

○松岡保険医療課長 保険証という面から見ますと、今のところまだ任意ですので、確かにマイナンバーカードを進めている状況にありますが、窓口でどうですかとか、そういうところは、今、話をしていない、任意ですので、保険証のほうにひもづけてくださいという申し出があれば、対応させてもらっているというような状況です。

○建石委員 恐らく、今、報道のほうでは、まだカードを持たない人には保険証は発行しますよ、あるいは、紛失した人に対しても発行するよというようなことが報道されていますので、もし万が一、そういった問合せがあれば、きっちりと相手さんに、住民さんに分かるように説明するようにお願いいたします。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 国保ですけれども、年々、保険料が上昇して、その中には高齢者が多くって医療費が上がって行って、それで、被保険者が減ってきているから、1人当たりにかかる荷が重くなってとか、いろんな背景があるんですけれども、そういう大変な国保料が、来年、府内統一されるということで、今年と来年でどれだけ何かが変わってくるのかなということをちょっとお尋ねしたいんですが、国保が統一されるということで、うちはまだ隙間があって、何とか保険料を抑えようとしているところがあるんですが、既に統一保険料になっている自治体はどれぐらいあるんですか。

○松岡保険医療課長 既に統一保険料となっている自治体ですけれども、令和4年度におかれましては、15市町です。ちなみに言いますと、岸和田市、池田市、貝塚市、守口市、泉佐野市、大東市、柏原市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、島本町、忠岡町、阪南市、岬町ということなんですが、全て統一されている市町村、要するに医療分と後期高齢者支援金等分と介護分ありますと。その中で、その3つが全て統一されているのがこの15市町ということなんですが、ちょっと見ますと、後期と介護はもう少し統一されています。数はちょっと読んでないですけれども、15よりも多くなっている状態ということでございます。

○西田委員 ここまで来ていて、そういうところ、その15市町は、どこに引っ越そうが、同じ保険料になるということだと思っただけなんですけれども、もし、太子町がそこに合わせていたら、幾らぐらいになるのかなというのをちょっと教えていただきたいんです。いろいろ運協にも出ていますし、資料なんかに、今年度、大体1人当たり1万5千円ぐら

い上がるかなというような数字が出ていたかと思うんですけれども、それでも抑えたんですね、「保険料上昇の抑制に努めた」って。だから、もしそれをしなければ、どれぐらいになったのか、1人当たりというと、うち、少し数字が変わってきますので、よかったですらモデルケース、何ぼの所得で、夫婦と子ども2人とか、そのあたりで比較していただくと、分かればお願いします。

○松岡保険医療課長 令和5年度の統一保険料との比較ということですが、説明にもございましたように、1月、大阪府における令和5年度の保険料率本算定がございました。そのとき、大阪府、統一した場合、1人当たり14万8千421円という結果が出ております。太子町の令和4年度、今現在の本算定の1人当たり保険料については、13万3千555円となっています。これと比較しますと、先ほど委員おっしゃったように、1万5千366円。11.6%、保険料が上昇するというような状況でございます。

ここで、今年度、令和5年度予算にも計上しております財政調整基金を2千万円繰り入れるという状況で、1人当たり7千572円の保険料の上昇を抑制するという状況としています。

1人当たりの保険料、つまり7千572円を抑制しますので、先ほどの14万8千421円から7千572円を引きまして、14万8千49円が令和5年度の本算定の太子町の保険料という形で予定しております。

保険料の上昇については、府の統一保険は11.5%の上昇であったのを、5.9%に抑えるということで予定しております。

次に、モデルケースでございます。モデルケースで、40歳以上、夫婦子ども2人、家族4人ということで、例えば、所得200万円の場合ですが、令和5年度については、どちらも所得200万円、4人世帯ですので、政令軽減の2割がかかります。そのような状況で、令和5年度については、44万230円。

ちなみに、令和4年度が40万500円ということで、4年と5年の差については、3万9千730円、年間ございます。月ベースで直すと、3千310円というような状況になっております。

以上でございます。

○西田委員 本当に上がっていて、上がっているけれども、太子町としては、2千万円基金繰り入れて、7千572円伸びを抑えているって、これを統一になったら、そのことができるんですか、もうできなくなるんですか。

○松岡保険医療課長 今、基金繰入金として2千万円計上していますけれども、統一になれば、基金の繰入れによる保険料の抑制に使うことはできなくなります。当然、抑制には使えないということで、もし仮に、統一保険料に、令和6年になった場合に、収納率の低下が予測されます。その場合、収納不足に対しては基金を活用できるということで、そのような保険料につきましては、抑制財源として使えませんが、収納不足に対しては、基金を活用できるという認識でございます。

○西田委員 それでいくと、次の年もいけるだろうし、その次の年ぐらいいけるのかな。基金の残高にもよりますけれども、国保がどんどんどんどん上がっていくと、どうしてもやっぱり収納率は悪化すると思うんです。どこかで、もう基金で入れて何とか抑えるというか、府内統一のお金を用意しようと思っても、なくなったときは、結局、府内全部、どこの自治体に行っても保険料は一緒ですよということになるというのが、収納率の分を補えなければ、結局、保険料は市町村ごとに違うということになるんですか。

○松岡保険医療課長 令和6年度統一後ということですがけれども、収納不足に対して、先ほど基金が使えるという答弁をさせていただきましたが、この先、基金がなくなりましたと。保険料収納不足で事業費納付金が賸えないというような状況になれば、統一保険料はあるものの、それ以上の保険料率を設定しなければならないケースも発生するかもしれません。

ただ、そういうふうなことにはならないように、保険料抑制のための財源は最大限、大阪府もそうですし、国に対しても、保険料抑制のための財源を確保してほしいというような要望はしております。

○西田委員 抑制のためだけではなくて、この間、何が悪いって、国が国庫負担を減らしてきたことが悪いと思いますので、それが一面にあるかと思えますけれども、本当に国に、もっともっとお金入れてくれって、国保はしんどい会計なんだからというところはまた、おっしゃっていただいていますけれども、強く言っていただきたいと思います。

それで、統一になったときに、資格証明書と短期保険証、今は太子町が発行しているんでしょうか。これがどうなるのか。差押えの関係もどうなるのか、今と変わらないのか、統一されると違うようになるのか、教えていただけますか。

○松岡保険医療課長 統一後、資格証明書、短期保険証がどうなるのかということなんです。今の時点では、まだ分からないということなんです。当然、今、先ほど質問もあったように、マイナンバーカードにもひもづけされますと。保険証の代わりのものがで

きるというような話もちらほら出ていますが、そうなってしまうと、自動更新になるというふうに聞いています。そうすると、保険料未納になっている方との納付接触というんですか、納付相談の機会がなくなっちゃうので、そのあたりがちょっと課題かなというふうには考えています。

差押えについては、特に保険証を見てどうのこうのという状況ではないということでございます。差押えの状況については、未納になっている方で、更には納付の相談に応じていただけない。なおかつ、納付の約束をさせていただいたけれども履行していただけないという状況で、再三、折衝させていただいた上で、差押えをするかしないかという判断をしますので、保険証については、どうのこうのというのではございません。要するに、未納になっている金額等々、あと、お名前等々で確認させていただいて、対応をさせていただくというふうに進めているところです。

○西田委員 課長が言ってくださったように、マイナンバーがばら色ではなくて、太子町の場合、滞納された方に対する「払ってね」という案内というか、それを丁寧になさっていると思うんです。国保だけではなくて、国保がしんどければ、ほかにもしんどいところがあるんだろうということで、その丁寧な対応が、マイナンバーは、もう一回取ったら何年間持つておくだけの分で、そういう住民さんに直接会って、毎年毎年、納付書というか、書類を送って、国保の状態も知らせ、何かあったらいつでも来てくださいというような文言もあるではないですか。それが届かなくなるのではないかなと思うと、ちょっとマイナンバーについては懸念をしております。

そういうのも考えてくださっているので、そうやってマイナンバーが今後どうなるかわかりませんが、太子町としては、収納率が上がるためのひと手間が要るんだったら、考えていっていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

それで、国保って、絶対もう上がることが目に見えているような話ではないですか。そんな中で、国保料が下がる要因が1つでもあるとお考えでしょうか。

○松岡保険医療課長 年々、国保料が上がっているということで、下がる要因はあるのかという内容ですけれども、当初予算でも説明させていただきましたように、右肩上がりです。1人当たりの医療費が上がっていく状態。被保険者の減以上に1人当たりの医療費が上がっていくという状況を踏まえると、保険料が下がる要因は、はっきり言って、ないという状況かなというふうに認識しております。

ただ、それを何とかするには、やはり公費の拡大を、既に要望はしていますけれども、

更に継続して要望していくことで、保険料の抑制につながるのではないかなというふうな認識でございます。

○西田委員 中々下がる要因はなかったけど、太子町でやっている範囲でしたら、予防に力を入れて何とかしてと思うけど、大阪府全体で、大都市も入っている中で、太子町が、小さな町が予防に力をどれだけ入れても、太子町の住民さん自体の健康は守られるかもしれないませんが、保険料としては、抑えるには中々しんどいかなと思うんです。でもやっぱり、片一方で、住民さんの健康を守るということで、何回か口にされた方はあるかなと思うんですけれども、予防に力を入れる1つに人間ドック、この補助に対しては一般会計からも出していいのかな、これを充実するというのはお考えにありますか。

○松岡保険医療課長 人間ドックの件ですけど、130人組んでいますけれども、今のところ、まだ半額補助という状況でございます。

次年度からになります。1病院、受診できる病院が増えます。あと、例えば、補助する金額は2分の1となっていますけれども、今のところできることといえば、住民の方が希望する病院を少しずつ増やしていくというのが、1つできることかなというふうには考えています。

それから、一般会計からという話なんですけど、一般会計からは入っておりません。ですので、国民健康保険特別会計の、一部は、すみません、人間ドックについては、もう皆様から頂いている保険料等々で賄っている状態というふうになっております。

○西田委員 できることを何とかして、ちょっとでも保険料を安くしようと思ったら、これは自治体で今のところ、これも変わるのかなと思うんだけど、でも、今のところは子どもの均等割、拡充することは許されているんです。うちでいけば、入りで79万1千円。さっきの70何人分と言われたかな。この分を、均等割を、子どもの医療費助成と同じ年齢、18歳ぐらいまで広げることなんかはできないのですか。そんな大した金額ではないと思うので、そこまで広げたとしたら幾ら必要なのか、数字が出れば教えていただきたいんですけど。

○松岡保険医療課長 子どもの均等割を、今、未就学児としているものを、18歳到達して初めの3月31日まで拡大できないかというご質問ですが、今のところ、大阪府内では、そのような状況になっていません。

確かに、他の都道府県ではちらほらそのような形でやっておられるところもあるかと思いますが、今、大阪府内で統一という形で進んでいる中で、確かに、要望として、子

どもの均等割の額とか軽減率とか、そのあたりの拡充を求めるといふようなことはやっておりますが、実現には至っていないといふような状況です。

仮に、18歳まで広げるといふことですが、76人分と説明させていただきました。それを18歳まで拡大すると、7歳から18歳までの人数が201名でございます。これを単純に予算額の76人で割った上で201人分を掛け戻すと、約210万円の費用がかかるといふような状況です。

○西田委員 大阪府はそれは考えていないといふことなんですけど、もし、大阪府がそれをやりましようよと言ったら、子どもの医療費助成がペナルティがかかるみたいに、こんなことをしたら、やっぱり国からペナルティが入るんですか。

○松岡保険医療課長 均等割のほうについては、今のところ、すみません、ペナルティがかかるかどうかは分かりません。確かに、おっしゃったように、医療費助成に対しては、まだペナルティがかかる状態になってはいますが、保険料等々については、各都道府県、市町村で差異がございますので、その中で対応しているといふことで、今のところ、すみません、例えば、補助がカットされるとかそのようなことは、今の段階ではちょっと分からないといふ状況です。

○西田委員 統一された後も一部負担金減免制度は残るんですか。

○松岡保険医療課長 一部負担金減免の制度は残ります。ただ、太子町に現在利用されている人がおられない。どういふことなのかといふと、やはり周知といふんですか、理解が進んでないのかなといふふうには考えています。

それを鑑みますと、やはり、先ほど質問にもございましたように、ホームページ、もしくは、何らかのチラシとか広報を活用しまして、周知していくべきであるのかなといふふうには考えています。

○西田委員 理解が進んでいない、周知ができていないから、担当としては、一部負担金減免が受けられるなと思ふ国保の方がいらっしゃるとはお考えなんですか。

○松岡保険医療課長 一部負担金減免が受けられる方、ちなみに、例えば、考えられるのは、保険料の減免をされる方については、例えば、病院でも支払いが中々困難であるといふ方なのかなといふふうには思いますので、特に保険料の減免申請があった際には、そういう制度もありますよといふような周知はしたほうがいいといふふうには考えています。

○西田委員 ありがとうございます。ちょっと本当に、分からないことも多いですし、も

し国が決めている以上のことが大阪府ができるのであれば、先ほどの子どもの均等割なんかペナルティがかからずにできるとかいうのであれば、もう少し盛り込んでもらいたいんだけど、そういう意味では、もう来年に国保を統一するというのは中々しんどいと思うんです。自治体によっては、当初の橋下知事時代に、自治体からお願いしておいて今さらというような話もありましたけれども、そこからもう年月もたっていますし、自治体の首長の中では、ちょっとしんどいのと違うのかなというような声も出てくるかと思うんですが、1、2年、もう少し遅らせてもらわれへんかみたいなことにはならないんですか。そういう話は、だんだん増えているとか、今どういう状況でしょうか。

○松岡保険医療課長 今、質問いただいたように、平成22年から府内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯であれば、同じ保険料となるよう、市町村が主となって大阪府も入った上で協議を進めてきて、今現在に至るということになっています。

今後ますます少子化が進展するということになれば、そのときの試算で、令和22年度には、府内の市町村の保険料の格差が3倍に広がるという試算がありました。そのような状況の中から、統一したほうがいいのではという結論に至った上で、平成30年度からスタートしたわけですけれども、いきなり保険料が急激に上がる場所もありますので、経過措置を設けて、令和6年度から統一することとしています。

ですので、統一の延期とか廃止については、ちょっと今のところ、現段階では困難であるという認識になっています。

ただ、国費の追加投入などについては、当然、保険料抑制につながるので、引き続き、今も要望しておりますけれども、拡大の要望について継続をするということ。

あと、府内の市町村の中でちらほらとそういう話が出てないのかというようなところですが、確かに平成22年からもう大分年月がたったので、その間に首長等々も代わっています。その中で、町村は特に何もなかったみたいですが、市長会等々で、1つや2つ程度は、ちょっと考えたほうがいいのではないかというような意見があったというようなことは情報として聞いております。

○西田委員 ほかに、当初が、もう府内、「あそこの国保料のほうが安いじゃないか」とか言われて、担当課の方が困ったりもしていた中で、同じ保険料にしてほしいと言っているのが、でも、当初はそうだったとしても、収納率が悪くなって、今持っている基金がなくなって、では、それは何で補うんだというたら、保険料でといたら、結局どこかで同じ保険料にならないようになるのではないかと思うと、最初お願いしていた趣旨

ともずれてくるかと思しますので、その点、だから、統一がばら色ではないなと思ひますし、先ほどから何度もおっしゃっていますし、皆同じ思ひだと思ひんですが、何より国がお金を入れてくれるのが一番だとは思ひていますので、住民の皆さんが、高過ぎる国民健康保険料が払えなくて、お医者さんにかかれなくて健康を損なうことがないように、その点は重々見ていただいて、国や府に対しても、「これだけ払われへんで」と言う声はしっかり届けていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

○西田委員 議案第7号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

市町村が運営する国民健康保険は、国民の4人に1人が加入する保険で、国民皆保険制度を担う重要な役割になっています。国保は加入者の約8割が非正規労働者や高齢者などの無職で、高齢化などで医療費が増える一方、加入者に低所得者が多いなどの構造的な問題があり、国保料が年収の1割に上るなど、加入者の負担は限界に達しています。また、平均保険料は、4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になっています。

全国知事会、全国市長会などは、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、これを解決するために、公費投入、国庫負担を増やし、国保料を引き下げることが国に強く要望し続けています。

ところが、自民党政権は、2018年度から、それまで市町村ごとに分かれていた国保の財政を都道府県に集約する国保の都道府県化を行いました。この制度改変の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰入れを行っている自治体独自の保険料軽減をやめさせ、その分を住民の負担増に転嫁させることです。そのため、標準保険料率、保険者努力支援制度など、自治体独自の公費繰入れをやりやすくする様々な仕組みが導入されました。

更に、政府は、保険料の統一化の名で公費繰入れをやめさせる圧力を自治体に向け、

都道府県が定める国保運営方針の目的に繰入れ解消を書き込ませる法律改悪まで強行しています。

特に、大阪府では、2024年度に統一国保にするという目的のために、2018年度以降、国民健康保険料は上がり続けており、中央社会保障推進協議会が実施した全国大都市国保料調査によると、大阪府統一国保料は全国一高い金額となっています。国民健康保険法は、法の第1条に「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と明記されている社会保障制度です。

国保が都道府県化されても、地方自治体の本旨、自治体の条例制定権を定めた憲法の下、自治体が独自の公費繰入れを続けることは可能です。

コロナ禍と物価高で一番影響を受けている人たちが加入する国民健康保険は、困難な人たちが加入する医療保険のセーフティネットです。値上げが必至の大阪府内統一国保料の来年度実施は中止を求め、高過ぎる国民健康保険料の引下げを求め、反対の討論といたします。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

討論を許します。

○森田委員 議案第7号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

国民健康保険の現状は、団塊の世代の後期高齢者医療への移行に伴い、被保険者が大幅に減少する中、高齢化に伴う1人当たりの医療費の増加などにより、引き続き厳しい財政運営が続いています。

このような中、令和5年度予算では、令和6年度の統一保険料率を見据えながらも、財政調整基金からの繰入金を計上し、保険料の急激な上昇を抑制する措置はなされています。

また、子育て世代の負担軽減を目的とする出産育児一時金の大幅な増額にも適切に対応しているほか、被保険者の健康増進に努めるため、夏季及び冬季集団健康診査を計画的に実施し、被保険者の受診環境の充実にも取り組んでおり、評価できるものと考えます。

このように、令和5年度予算は、被保険者の負担軽減に取り組むとともに、健康の維持・増進にも配慮した予算であると考えます。

今後とも、被保険者の立場に沿った制度運営と健全な財政運営に努められますよう要望して、本予算の賛成討論といたします。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第7号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立6名・反対2名）

○辻本（博）委員長 起立6名、反対2名。よって、賛成多数でございます。

議案第7号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開予定は11時、放送にてお知らせいたします。

午前10時47分 休 憩

午前11時00分 再 開

○辻本（博）委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第10号、令和5年度太子町介護保険特別会計予算。これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○武部福祉介護課長 おはようございます。

それでは、議案第10号、令和5年度太子町介護保険特別会計予算について、附属説明資料並びに予算書によりご説明申し上げます。

それでは、令和5年度太子町介護保険特別会計予算（案）について、附属説明資料にて、簡単にご説明のほうさせていただきます。

それでは、附属説明資料の1頁をお開き願います。

令和5年度当初予算の概要です。

令和5年度の介護保険特別会計は、第8期事業計画及び実績に基づいて予算編成とし、予算規模は、保険給付費の微増や介護予防給付費の増により、前年度比1.3%の増となっております。

また、地域支援事業については、介護予防・生活支援サービス事業をはじめ、一般介

護予防事業など、引き続き、本町オリジナルの地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた更なる取組を進めていくことといたします。

表中、当初予算総額の一番下をご覧ください。第8期、令和5年度の当初予算の総額は13億7千834万5千円。前年度に比べ1.3%の増。その右、歳出の大半を占める保険給付費で12億8千181万2千円。前年度比で0.6%の増。その右、地域支援事業費は5千867万1千円で、前年度比5.3%の増としています。その下、当初予算の推移です。当初予算総額、保険給付費、地域支援事業費を棒グラフで示しています。

2頁をお願いいたします。1、予算の状況です。歳入につきましては、大幅な増減はございませんが、歳入の一番上、保険料につきましては、昨年10月末現在の第1号被保険者の人数が減少傾向にあることから、保険料も若干減少しています。上から3段目、国庫支出金。前年度比較1.9%の増、これは、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金、それぞれ令和5年度で143万3千円、209万6千円を計上しているため、令和4年度当初予算では、一般会計にて予算計上しておりました。その後、令和4年9月議会において、特別会計補正予算にて計上させていただいております。次に、下から3番目、繰入金で、前年度比3.9%の増。これは主に歳出の総務費中、認定調査等事業において、ケアマネジャー新規要望等を行っていることから、その他一般会計繰入金が増額し、全体の繰入金が増額しています。

歳出につきましても大幅な増減はございませんが、一番上、総務費の前年度比10.7%の増は、先ほど歳入でご説明いたしました、認定調査等事業において、ケアマネジャー新規要望等を行っていることによるものです。

次の上から3段目、地域支援事業においては、主に介護予防・生活支援サービス事業費中、通所介護相当サービス事業において、昨年12月議会でも増額補正を行っていることから、実績に基づき予算計上をしております。

次に、一番下、諸支出金では、前年度比較64.6%の増で、一般会計から繰り出しとして、先ほど歳入でご説明いたしました、国庫支出金の保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の予算計上によるものです。

次に、中ほどの2、本町における高齢者の状況等です。①高齢者数。65歳以上の人口は、令和5年度で3千927人と前年度と同数を見込んでいます。その右の表は、第8期計画での計画値を記載しております。

その下、②認定者数の推移は、令和5年度で684人。前年度に比べ1人の増と見込んでおります。その下、③施設・居住系サービス。利用者数の令和4年度の実績は、計画値に比べ、介護老人福祉施設が1人多く、介護老人保健施設が13人少なく、地域密着型介護老人福祉施設入居生活介護が9人少なく、認知症対応型共同生活介護が4人多い状況となっています。

3頁です。3、保険給付費です。令和5年度の保険給付費は、第8期事業計画の介護保険サービス見込み量に基づき算出しており、全体として、前年度比730万2千円の増としています。①保険給付費に係る財源構成については、下のグラフのとおり、施設給付分とその他給付分で、国・府の負担割合は異なっておりますが、全体の2分の1を国・府・町の公費で賄い、残りを保険料で賄っております。

4頁をお願いいたします。②保険給付費の内訳については、第8期事業計画及び実績等を踏まえ、全体として0.6%の増としています。その下にあります保険給付費の構成比を円グラフで示しています。居宅サービス費が47.4%、施設サービス費が25.6%、地域密着型サービス費が14.4%と、合わせて、全体の87%を占めております。

5頁でございます。4、地域支援事業費です。地域共生社会の実現に向けた具体的な取組で、①高齢者の社会参加、介護予防に向けた取組、②在宅生活を支える医療と介護の連携、③認知症の方への支援の仕組み、これらを一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築することといたします。

なお、令和5年度は、介護予防・生活支援サービス事業による多様なサービスの創出をはじめ、一般介護予防など、今後も引き続き、本町オリジナルの地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた更なる取組を、関係機関と連携しながら展開していきます。

①の地域支援事業費に係る財源構成ですが、法律・政令に定められた負担割合に基づき、国・府・町の公費と保険料で賄っております。

下のグラフは介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業のそれぞれの財源充当額と負担割合を示しています。

6頁です。②地域支援事業費の内訳ですが、全体で5.3%の増となっております。主な要因は、先ほどご説明いたしましたとおり、主に介護予防・生活支援サービス事業費中、通所介護相当サービス事業において、昨年12月議会でも増額補正を行っていることから、実績に基づき予算計上していることが主な要因でございます。

介護予防・生活支援サービス事業については、プラスワンサービス、寿喜菜の会、桜草クラブにて実施していただいております住民主体の生活援助や移動に係るサービスを、更に充実させていくことといたします。

一般介護予防。一般介護予防事業については、現在10か所ある交流サロンの増設と充実、また、ぐんぐんトレーニング活動支援を含む住民主体の通いの場等への支援強化など、地域リハビリテーション活動支援事業の取組を進めていきたいと考えております。

また、包括的支援事業においては、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業については、引き続き、第8期事業計画において積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、予算書をお願いいたします。

231頁でございます。第1条、第1項でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億7千834万5千円とするものでございます。

次に、飛びますが、242、243頁をお開き願います。歳出からご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、466万6千円。前年度に比べ5万1千円の増。事業別区分の1、一般管理事業89万7千円は、職員旅費や郵便料などを計上しております。次の2、電算管理事業376万9千円は、介護保険事業に係る自治体クラウドの利用料などを計上しております。

次の2項徴収費、1目賦課徴収費106万6千円。前年度に比べ4万8千円の増。事業別区分の1、賦課徴収事業は、介護保険料の賦課徴収に係る経費を計上しております。

次の3項認定審査会費、1目認定調査費1千795万2千円。前年度に比べ160万8千円の増。増の主な要因は、事業別区分の1、認定調査事業における会計年度任用職員1名増員し、2名配置するための人件費の増額分でございます。

次の244、245頁をお開き願います。

4項計画推進費、1目計画推進費320万円。前年度に比べ88万5千円の増。増の主な要因は、次期計画である第9期事業計画策定委託料286万円を計上したことによるものでございます。事業別区分の1、計画策定事業は、介護保険事業計画等推進委員会の運営に係る経費及び先ほどご説明いたしました事業計画策定業務委託料を計上しております。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費12億8千86

万6千円。前年度に比べ730万2千円の増。

事業別区分の1、介護サービス等給付事業11億7千490万7千円は、要介護1から5の方が対象となる給付費で、居宅介護サービス給付費5億9千万円は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などの利用に係る給付費です。居宅介護サービス計画給付費6千380万5千円は、ケアプラン作成に係る給付費でございます。居宅介護住宅改修費600万円は、手すりの取付けや段差解消などに係る給付費です。居宅介護福祉用具購入費250万3千円は、ポータブルトイレや入浴用いすなどの購入に係る給付費です。施設介護サービス給付費3億2千818万3千円は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの利用に係る給付費です。地域密着型介護サービス給付費1億8千441万6千円は、地域密着型特別養護老人ホームや地域密着型通所介護などの利用に係る給付費です。

事業別区分の2、介護予防サービス等給付事業2千567万4千円は、要支援1、2の方が対象となる給付費で、介護予防サービス給付費で1千870万6千円。介護予防サービス計画給付費で362万2千円。介護予防住宅改修費で298万円。介護予防福祉用具購入費で35万1千円。地域密着型介護予防サービス給付費で1万5千円をそれぞれ計上しており、各サービスの内容につきましては、介護サービス給付と同様でございます。

次の3、高額介護サービス等事業2千949万2千円は、同じ月に利用した介護サービスの自己負担が高額になった場合、所得区分に応じ、上限額を超えた分を支給するもので、利用者負担の軽減を図るものでございます。

次の246、247頁でございます。

次の事業別区分4、高額医療合算介護サービス等事業613万3千円は、介護保険と医療保険の両制度における自己負担額の上限を超えた部分を支給するものでございます。

次の5、特定入所者介護サービス等事業4千466万円は、低所得の方の介護保険施設利用時の食費や居住費に係る費用が上限を超えた部分について、介護保険から給付を行うものでございます。

次の2目審査支払手数料94万6千円。前年度と同額です。事業別区分の1、審査支払事業は、国民健康保険連合会への審査支払手数料です。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費2千823万7千円。前年度に比べ194万4千円の増。増の主な

要因は、各サービスの実績に基づく精査によるものです。本事業の対象は要支援1、2を含む介護予防・生活支援サービス事業対象者です。事業別区分の1、訪問介護相当サービス事業506万8千円は、事業所が実施する介護サービスに相当する訪問介護です。

次の2、訪問型サービスB事業（住民主体による支援）29万4千円は、住民主体の生活援助等のサービスを実施する団体の補助金でございます。

次の248、249頁でございます。

3、訪問型サービスC事業（短期集中予防サービス）117万6千円は、事業対象者に対し、保健・医療の専門職が期間を設定し、集中的に訪問型サービスを提供するものでございます。

次の4、訪問型サービスD事業（移送前後の生活支援）113万5千円は、住民主体の移動に係るサービスを実施する団体への補助金でございます。

次の5、通所介護相当サービス事業1千620万円は、事業所が実施する介護サービスに相当する通所介護でございます。

次の6、通所型サービスC事業（短期集中予防サービス）176万9千円は、作業療法士などの専門職による短期集中予防として、保健センターで実施しております生き生きトレーニングに係る経費を計上しています。なお、本事業の参加の送迎につきましては、プラスワンサービスが実施する訪問型サービスD事業を活用しております。

7、介護予防ケアマネジメント事業259万5千円は、介護予防・生活支援サービス対象者のケアプラン作成に係る経費でございます。

250、251頁でございます。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費560万4千円。前年度に比べ2万円の増。一般介護予防事業費は、第1号被保険者の全ての人とその支援のための活動に関わる人を対象としております。事業別区分の1、介護予防把握事業137万9千円は、看護師によるふれんど訪問に係る経費で、介護予防が必要な方を早期に把握し、必要な相談指導を行います。

次の2、介護予防普及啓発事業89万2千円は、介護予防を目的とし、福祉センター1階で実施しておりますお達者トレーニングや町内事業所の持ち回りで実施しております介護予防教室などに係る経費を計上しております。

次の3、地域リハビリテーション活動支援事業333万3千円は、運動指導士が介護予防パートナーを養成するとともに、元気ぐんぐんトレーニングや高齢者交流サロンな

どの地域活動拠点に出向き、技術的な支援を行うための委託料でございます。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目任意事業費979万2千円。前年度に比べ39万6千円の増。事業別区分の1、介護給付等費用適正化事業376万6千円は、利用者に適切なサービスを提供できるよう、また、介護給付費の適正化を図り、持続可能な介護保険制度の構築を図るため、会計年度任用職員の報酬やケアプラン、給付のチェックに要する経費を計上していることによるものです。なお、ケアプラン点検委託は、地域のケアマネジャーの資質向上につなげるものとしております。

252、253頁でございます。

事業別区分の2、家族介護支援事業318万7千円は、要介護3以上の高齢者に対する紙おむつなどの介護用品の給付費などを計上しております。

次の3、介護相談員等派遣事業91万7千円は、町が委託し、府開催の研修などを受講した介護相談員が、介護事業所や介護施設の現場で介護サービス利用者の相談に応じ、疑問や不満、不安を解消するとともに、事業所等へ利用者の思いを伝え、サービス向上につなげるなど、現在8名の方に活動いただいております。

4、成年後見制度利用支援事業60万8千円は、親族等による申立てが期待できなく、町が申立てをする必要がある際の申請に係る経費と、審判を受けた方が生活保護受給者等に該当した場合の成年後見費用助成金です。

次の5、見守り訪問事業126万7千円は、独り暮らしの高齢者などを対象とした週5回の配食による食の自立支援事業としての見守りや、乳酸飲料の配布による愛の一声見守り訪問、また、緊急通報装置の受信、相談業務委託に係る経費を計上しております。なお、配食見守り事業につきましては、社会福祉協議会に委託しております。

次の6、住宅改修支援事業2万円は、居宅サービス計画を立てていない要介護・要支援認定者の住宅改修の際に、居宅介護支援専門員が理由書を作成した場合の1件2千円の費用補助でございます。

7、認知症サポーター等養成事業2万7千円は、認知症サポーターを養成する認知症キャラバンメイトの活動の経費でございます。

254、255頁でございます。

2目在宅医療・介護連携推進事業費300万7千円。前年度に比べ13万1千円の増。事業別区分の1、在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる

よう、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進するもので、会計年度任用職員1名の人件費や、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村の4市町村と医師会、歯科医師会、薬剤師の会の三師会による在宅医療・介護ネットワーク推進事業に要する経費などを計上しております。

3目認知症総合支援事業費1千132万5千円。前年度に比べ41万3千円の増。事業別区分の2、認知症地域支援・ケア向上事業424万5千円は、認知症の人に優しい地域づくりを推進するための認知症に関する相談業務や、地域のネットワークづくりを行う認知症地域支援推進員1名の人件費や活動経費などを計上しております。

256、257頁でございます。

事業別区分3、認知症初期集中支援推進事業9万円は、認知症初期集中支援チームのチーム員となる認知症サポート医の訪問に係る報償費と、保健師、看護師、社会福祉士などの訪問担当者の研修費用などを計上しております。

次の4目地域ケア会議推進事業費62万6千円。事業別区分の1、地域ケア推進事業は、より良い地域包括ケアの実現のため、個別課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議で、助言者である薬剤師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士の専門職の謝礼などを計上しております。

4項その他諸費、1目審査支払手数料7万8千円。事業別区分の1、審査支払事業は、総合事業に係る国民健康保険連合会への審査支払手数料でございます。

258、259頁でございます。

2目その他諸費2千円。事業別区分の1、高額介護予防サービス費相当事業は、総合事業に係るもので、介護サービス給付と同様に、世帯としての自己負担が高額になった場合の利用者負担の軽減を図るものと、介護保険と医療保険の両制度における自己負担額の上限額を超えた部分を支給するものでございます。

次の4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金13万円。事業別区分の1、介護給付費準備基金積立事業は、介護給付費準備基金の利子を積み立てるものでございます。

次の5款公債費、1項公債費、1目利子13万円。事業別区分の1、利子事業は、年度内の資金運用による一時借入金に対する利子でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者還付金50万円と、次の2目第1号被保険者還付加算金5万円は、転出や死亡時等、第1号被保険者への還

付金と加算金でございます。

260、261頁でございます。

3目償還金1千円は、国・府支出金等返還金に対するの枠取りでございます。

2目繰出金、1目一般会計繰出金1千16万7千円。事業別区分1、一般会計繰出金事業は、主に保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の特別会計への組替えによるものでございます。

次に、歳入でございます。

236、237頁でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料2億9千761万5千円。前年度に比べ178万2千円の減。第8期介護保険事業計画に基づく保険料でございます。

2目使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料1千円は、納付証明書交付手数料を計上しております。

次の2目督促手数料は2万円を計上しております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金2億3千771万9千円。前年度に比べ104万5千円の増。国の負担金で、施設給付分は保険給付費の15%、その他給付分は20%の法定割合で見込んでおります。

次の2項国庫補助金、1目調整交付金3千589万円。前年度に比べ20万4千円の増。給付費の2.8%で見込んでおります。

次の2目地域支援事業交付金1千726万4千円。前年度に比べ81万7千円の増。

次の3目保険者機能強化推進交付金143万3千円の皆増。増の要因につきましては、昨年9月議会におきまして、内示に伴う増額補正を計上していただいております。ちなみに、保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援する交付金でございます。

次の4目介護保険保険者努力支援交付金209万6千円の皆増。増の要因につきましては、先ほどの保険者機能強化推進交付金と同様で、昨年9月議会におきまして、内示に伴う増額補正を計上させていただいております。ちなみに、介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防・健康づくりなどに資する取組を支援する交付金で、令和4年度も同額程度を見込んでおります。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金3億4千608万

9千円。前年度に比べ197万2千円の増。第2号被保険者40歳から64歳の介護保険料の社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。いずれも給付費に伴う負担割合で計上しております。

次の2目地域支援事業支援交付金1千157万5千円。前年度に比べ47万1千円の増。地域支援事業に対する支払基金からの交付金でございます。

238、239頁でございます。

5款府支出金、1項府負担金、1目介護給付費負担金1億7千886万8千円。前年度に比べ132万8千円の増。施設給付分17.5%、その他給付分12.5%で見込んでおります。

次の2項府補助金、1目地域支援事業交付金900万5千円。前年度に比べ43万2千円の増。地域支援事業に対する大阪府からの交付金でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金13万円は、介護給付費準備基金の積立金利子でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金1億6千22万6千円は、前年度に比べ91万3千円の増。給付費に対する法定割合による町負担分でございます。

次の2目地域支援事業繰入金900万5千円。前年度に比べ43万2千円の増。地域支援事業に対する町負担分でございます。

次の3目その他一般会計繰入金2千703万9千円。前年度と比べ267万3千円の増。事務費等に係る一般会計からの繰入金です。

4目低所得者保険料軽減繰入金2千190万9千円。前年度に比べ71万1千円の増。被保険者保険料のうち、第1段階から第3段階の方の負担に対する国の軽減制度に伴う繰入金です。なお、この繰入金に対する一般会計の繰出金の財源内訳は、国2分の1、府4分の1、町4分の1となっています。

次の2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金2千245万4千円。前年度に比べ436万5千円の増。予算上、保険料の不足分を介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

240、241頁でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、また、9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料の1目第1号被保険者延滞金、2目第1号被保険者加算金、3目過料、また、次の2項雑入、1目第三者行為納付金、2目返還金、3目雑入につきましては、いずれも1千

円の枠取りでございます。

一番下、預金利子につきましては、給付費などの支払いや保険料の収納に使用している口座のお金については利子がかからないため、発生することのない項目ということで廃項といたしました。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○辻本（博）委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田副委員長 すみません。それでは、附属説明資料の2頁をお開きいただきたいと思っております。ここの2番の本町における高齢者の状況について、ちょっと質問をさせていただきたいと思っております。

推移を見ますと、ここ3年間、高齢者数にしても認定者数にしても、本当に横ばいの数字が来ているのに対して、3年前に計画立てられたときには、こんな形ではなくて、順調に伸びていこうという多分予測の下で計画値を立てられたということで、そんな見方でよろしいでしょうか。

○武部福祉介護課長 第8期計画時につきましては、当時の伸び率に基づきまして、人数等を出させていただいている状況でございます。ここ数年、中々ちょっと計画値より近づいていないというふうな形で、中には死亡であったりとか転出等による減が主な要因であるのかなというふうにも考えております。

認定者につきましても、実際に、今回コロナの特別措置ということで、認定調査につきましても、12か月延長といった制度もございます。コロナの影響でやはり対面での面談が拒否されるといったケースもあることから、認定者数等々もあまり伸びていないのかなというふうにも考えております。

○斧田副委員長 ありがとうございます。中々、計画というか、予測を立てるとするのは難しいかと思うんですけども。

それでは、続いて、その下の施設居住系サービス利用者の状況についての質問なんですけれども、この中で、老健施設であったりとか、地域密着が計画よりもかなり数値が少ないというのは、どういう理由があるのでしょうか。

○武部福祉介護課長 昨年度におきまして、コロナのクラスターが発生したという事実が

ございます。そういったことによりまして、受入れができないという苦渋の判断をされた施設もございます。そのようなことから、ここ3年、去年ぐらいからですかね、中々ちょっと入居数も伸びていないのかなというふうには考えております。

○**斧田副委員長** ありがとうございます。中々今の時代背景をいかしたような形の中で、施設のほうとしても、人数が集まらなかったら経営的にもしんどい状況があるのかなと思います。

それでは、続いて、6頁を開いていただけたらと思います。

中段から下の地域支援事業の概要図なんですけれども、これについて、もう一度、申し訳ないんですけれども、どういうふうな効果を狙ってこれをやられているかというふうな観点で説明のほうしていただけたらと思います。

○**武部福祉介護課長** 2015年に法改正がございまして、新しく総合事業に移行したという中で、実際に総合事業の中でも、特に地域支援事業でございますが、かなりサービスが細分化されているというふうなことでございます。

その中で、その利用者のニーズに応じて、どういうふうなサービスがこの方には合っているのかといったことも考えながら、この地域支援事業ということを実施しております。中には、例えば、移動支援のサービスであったりとか、生活支援等もその1つではないのかなというふうには考えております。

今回、この総合事業に移行してから、先ほども言いましたように、利用者のニーズに合ったサービスがここ数年、できているのかなというふうには考えております。ですので、この地域支援事業につきましては、今後も引き続き、継続しながら、また、拡充しながら、サービスを実施していけたらなというふうには考えております。

○**斧田副委員長** ありがとうございます。

○**辻本（博）委員長** ほかにございませんか。

○**西田委員** 附属説明資料が開いているので、1頁が当初予算の推移で来ていて、第7期、今、第8期に入っているんですが、やっぱり令和4年度、減というのが大きいかなと思うんですが、先ほどコロナの影響が大きかったような話もありましたけれども、この計画どおりにいかなかった、本当大きなことはコロナですか。片一方で、健康な住民さんが増えて、介護のお世話にならなくていいということが背景にあるんだったら、それはやっぱり伸びは悪くなると思うんですけれども、サービス量が減ったとか、介護サービスを受ける人が減ったとか、先ほどもありましたけど、計画より少なかったという要因

は、もうほぼコロナなんですかね。

○武部福祉介護課長 第8期期間中におきまして、やはり新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛が余儀なくされている中で、先ほどもご質問のありましたこの地域支援事業における介護予防各種事業につきましては、計画値に比べますと、やはり減少しておる状況でございます。

また、その各種サービス利用に伴う保険給付費も、実績ベースで令和2年度、令和3年度と中々伸びていない状況でもございます。やはりコロナ感染を避けるため、各種サービスを拒むといった現状でもありました。

それと、施設入所でございますが、昨年の介護施設のクラスターの発生により、一時的に新規の入所希望者の受入れが困難になったりと、入所希望者の方、または、ご家族にはご迷惑をおかけしているといった事実もございます。

そのような方々に対しましては、例えば、配食サービスであったりとか、ふれんど訪問として定期的に看護師が出向いて体調確認等を行うといったことも、実際行っております。

しかしながら、令和5年度予算では、令和4年度の実績に基づき予算計上しております。各種サービス給付費も、徐々にではありますが、新型コロナウイルス感染前の状況に、徐々にですけれども戻ってきているのかなというふうには考えております。

○西田委員 コロナの中で外出を自粛して、本当だったら介護保険を受けたいなと思っている人も、事業所が閉まっていて受けられないとかそういうのもあった中で、今度、令和4年は下がったではないですか。先ほどの国保でいけば、コロナが収まって、受診控えが収まったら、ぐっと伸びるみたいなことを心配していましたが、介護保険は、逆に、この令和5年度、ぐっと思っていた計画よりも伸びるというふうに思っていますか。それとも、やっぱり思っていた計画に戻るぐらいの範囲だと思っていますか。

○武部福祉介護課長 コロナの状況が、今後ちょっとどういうふうに動いていくのかというところもあると思いますが、今の現状、徐々にコロナも収まりつつあるのかなというふうな状況でもあると思います。ですので、徐々にコロナ前に戻っていくのかなというふうには考えております。

○西田委員 そんな中で、だから、結局利用する人が少ないということは、保険料がそれだけ使われなかったということになると思うんですけど、改めて令和3年度の議事録を見ましたら、もうしつこく言いましたけど、基金が1億1千800万円、このときそう

言われた、基金残高があるのに5千万円しか使わないということで、何で使わなかったと言っていたこの基金ですけれども、これは、今どれぐらいあるんですか。

○武部福祉介護課長 令和4年度末の準備基金の残高でございますが、約1億4千万円と見込んでおります。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響などによりまして、前年度比0.6%の微増と見込んでおります保険給付費も、中々ぐんと伸びていっていないという状況も考慮しながら、今後、計画的に基金の取崩しを行う予定としております。

以上でございます。

○西田委員 本当に大変なのよ。国保も上がり続けていて、介護保険は3年間は動きは見えませんが、その代わり最初に決めた金額が3年間ずっと続くということで、できるだけ保険料は抑えてほしいというところでは、この基金をどう使うかというのが太子町に求められていると思うんです。私は一般会計も入れてでも安くする努力はしてほしいんですが、中々全国的にそうならない中、何ができるかという、やっぱりこの基金の活用だと思うんです。

国保なんかでいけば、2千万円入れて少しでも抑えるというのをやっていたんですが、介護保険は、3年間、もらったお金は出した人に返す。国は返してもらいますし、市町村は返してもらうのに、返してもらえないのは被保険者だけという、何となく払ったほうが損だなみたいな制度になっているのは、これは返してもらって初めて、国も住民さんも市町村も全て余分の分は返るという状況になると思うんです。

ですから、保険料をいかに第9期に向けて下げていくかということが、これからのこの1年、問われていくと思うんですが、今、国の動きで分かっていること、第9期に向けて分かっていることがありましたら、ちょっと教えていただけますか。

○武部福祉介護課長 第9期の事業計画に向けてということなんですが、令和6年度から新たに第9期事業計画が始まります。令和6年の介護保険の制度改正に向けまして、現在、引き続き、国において審議がなされておるとは思いますが、特に国・府から情報は入ってきてはおりません。ただ、注目すべきところとしまして、介護保険の自己負担が原則2割といった内容の議論がなされているということです。

ちなみになんですけれども、現状1割負担の利用者が、原則2割負担となった際、本町につきましては、約9割の方の利用者に影響が出るというふうに考えております。そのほか、ケアプランの作成の有料化といったこともございます。

また、軽度の要介護者、要支援1、2の方々が総合事業へ移行をされるといったことにつきましても、今のところちょっと情報は入ってきてはおりませんが、実際に総合事業へと移行した場合、現在の要支援者につきましては、民間の支援を受けることが予想されるのかなというふうには考えております。

まずは、その受皿となる自治体独自の総合的なケア体制が整っているのか否かが問題になってくるのかなというふうには考えております。

第9期事業計画を策定するに当たりまして、先ほど述べましたように、このような情報を注視しながら、また、介護サービスの基盤を整備するとともに、本町の事情に応じて介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容、それと目標を、優先順位を検討した上で、第9期の計画を策定していきたいというふうには考えております。

以上です。

○西田委員 介護保険料をちょっとでも下げようと思ったら、締め出して保険に乗らないようにするというのが一番だと思うんですけども、そういうことをした後、残るのは、更に重度化するのではないかとということが懸念されていますし、今、勝手にそんなふうやられて、また、ほとんど分かってない状況で計画を立てろと言われる自治体も大変だと思いますし、本当に保険料を引き下げてくれと、介護保険サービスを使わせてくれ、これ相反するような制度になっているから、中々大変なんだけれども、払っているからには制度を受けさせてもらいたいし、もう6千円が基準額になってきたら、もうこれ以上上がったら本当払われない人が増えてくるけど、年金天引きという中で、では、残っているお金、どんだけなるんだというような、この先の高齢者の生活がどうなるんだというのがすごく問われる、第9期の国が出そうとしているのは、本当にひどい内容になっていますので、本当に早くキャッチして、こんなことしてもろたら困るという声を、本当に声を上げてほしいですし、太子町だから、それでも予防にこんだけ力入れてもらっているけれども、もうそんな全部丸投げされてきたら、もうお手上げになっちゃうと思いますので、もう自治体だけでは済まないところがいっぱいあるかと思いますが、国に対しては強く強く住民さんを守る立場で声を上げていっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

○辻本（馨）委員 それでは、介護会計特別予算書の253頁の中で、3款、3項、1目

任意事業費の事業別区分の5、見守り訪問事業の愛の一声見守り委託。これは何人分ぐ
らいの老人のところを訪問されているんですか。

○武部福祉介護課長 愛の一声見守り訪問の分でございます。こちらにつきましては、今
が9名の方を対象に事業を実施しております。ちなみに、内容でございます。乳酸菌飲
料、これはヤクルトを配布させていただいて、配布時に見守りの活動をしているという
ふうな形でございます。

○辻本（馨）委員 予算書ではないんですけれども、本町では65歳以上の高齢者が3千
927人いるみたいなんですけど、令和5年度で。独り暮らしされている老人のところ
というのは把握されているんですか。

○武部福祉介護課長 例えば、独居の方々につきましては、現在、社会福祉協議会と協力
しながら、マップを過去から作成させていただいております避難行動要支援者名簿とい
うものがございます。

その中で、例えば、災害が発生したときに、どこの地区、どの場所に独居の方がおら
れるかといったことを現在地図上にも落としまして、それと名簿のほうも作成させてい
ただいて、社会福祉協議会と共有しながら、情報のほうは本町も持っておるという状況
でございます。

○辻本（馨）委員 具体的な数字というのは分からないですか。

○武部福祉介護課長 すみません。具体的な数字は、ちょっと今手元にはないんですけれど
も、その辺は、確認のほうはまたさせていただきます。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

○藤井委員 よろしくお願ひします。

議案第10号、令和5年度太子町介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論
を行います。

介護保険の利用料は、2000年の制度発足から1割負担が原則でした。しかし、1
5年に一定所得以上の方は2割負担とされ、18年には3割負担も導入されました。

厚労省は、余裕がある人が対象などと負担増を正当化しましたが、実際は負担が増え

て、介護保険サービスを削ったり、施設から退所したりした人は少なくありません。1割負担でも経済的に苦しく、利用サービスを減らす人がいます。

それなのに、財務省の財政制度等審議会は、原則2割負担を提言しています。そんなことになれば、更に多くの方がサービスを受けるの諦めてしまいます。利用抑制に拍車をかける負担増は許されません。

また、要介護1、2の訪問・通所介護を保険対象から外し、市区町村が運営する総合事業に移行させる案にも批判が上がっています。

総合事業は、自治体によってサービスの内容や担い手の確保に大きな差があり、全ての利用者に同じ質のサービスが提供されない危険があります。

全国老人福祉施設協議会など、介護事業所や介護の専門職員らでつくる介護関係8団体は、要介護1、2の訪問・通所介護を総合事業に移行する見直しに反対する要望書を厚労省に出しています。

要望書では、要介護1、2の人は、認知機能が低下し、排せつ介助などの介護給付サービスがなければ、在宅での自立生活が困難と訴えています。

認知症などは、専門家の初期段階での気づきや早期の対応が進行を抑えることにつながります。要介護1、2の訪問・通所介護の保険外しは、介護状態を悪化させる高齢者を増やし、かえって介護給付費を膨張させることとなります。

75歳以上の医療費窓口負担が今年の10月から2倍化され、高物価の中での年金削減は高齢者に大打撃です。

追い打ちをかける介護負担増と給付削減をストップさせることは急務です。介護保険改悪はコロナに疲弊している介護現場に一層の苦難を強いる重大な逆行です。大軍拡推進と大企業優先の政治から社会保障を拡充させる政治への転換が不可欠です。

介護保険部会の資料は、10月に強行された75歳以上の高齢者医療の負担割合を参考に、介護保険の負担割合を2割に引き上げることを示唆しています。対象は、単身で年収200万円以上で、所得上位30%に広がります。サービスがどんどん切り捨てられていくのと同時に、保険料も改定ごとに値上がりし続けています。

太子町では、第8期の保険料策定で、全額基金を保険料に充てれば、少なくとも据え置くことはできたのに、5千万円しか基金を投入しませんでした。

コロナ感染症の影響もあり、利用料が抑えられ、基金は減るところか積み増しされています。2023年度は、次期9期の介護保険料を決める年でもあります。コロナ禍で

もあり、物価高騰で住民生活が苦しい今、基金は全額保険料引下げに使うことを求め、反対の討論といたします。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

討論を許します。

○中村委員 議案第10号、令和5年度太子町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

本予算は、令和3年度から始まった第8期介護保険事業計画に沿った内容で予算編成されており、本町の高齢化に対応して、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を展開するとともに、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組のほか、医療と介護の連携や高齢者を地域で支えていく体制を構築するなど、地域づくりの推進や様々な課題に対し適切に対応できる包括的支援に取り組むものとされております。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを展開するため、令和4年度から本格実施された重層的支援体制整備事業を保険料などの財源で下支えする内容となっております。

また、歳入の柱となる第1号被保険者の保険料については、急速に高齢化が進行していくことが予想される中、介護サービスの利用増加に伴い、保険給付も年々増加していることから、将来における介護保険の安定的な運営を図りつつ、保険料の上昇を抑制するため、準備基金を有効に活用されているとともに、法に定められた国・府等の負担割合による予算措置がなされており、適正なものであると考えます。

今後も、尚一層の保険給付の適正化に努められ、高齢化の進行に対し、介護保険事業の円滑な提供・運営に努められることを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第10号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立6名・反対2名）

○辻本（博）委員長 起立6名、反対2名。よって、賛成多数でございます。

議案第10号、令和5年度太子町介護保険特別会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時の予定でございます。放送にてお知らせいたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○辻本（博）委員長 それでは、再開いたします。

○武部福祉介護課長 すみません。先ほど辻本委員より、独居世帯の数のご質問をいただきました。ご確認をさせていただきまして、町内の独居世帯の数でございます。約460世帯でございます。よろしくお願いいたします。

○辻本（博）委員長 次に、議案第11号、令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計予算、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○松岡保険医療課長 それでは、私のほうから、議案第11号、令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、内容のご説明をさせていただきます。

初めに、附属説明資料をお願いいたします。附属説明資料の1頁でございます。

令和5年度当初予算の総額は2億5千101万円で、前年度比969万7千円、4.0%の増となっております。

まず、2頁になります。

歳出でございます。

総務費で401万8千円。54万5千円、11.9%の減。減の主な要因でございますが、令和4年度では、10月に自己負担割合の2割負担が創設されたことに伴い、全被保険者に被保険者証を7月と9月に2回発送した郵送料が、令和5年度では1回となることから、一般管理費で65万円の減となっております。また、徴収等に係る事務経費を計上しております。

次に、広域連合納付金は2億4千635万7千円で、保険料と基盤安定繰入金等の収入を広域連合に支出する納付金となっております。そのほか、過年度分の保険料を還付する場合の保険料還付金及び還付加算金を計上しております。

次に、1頁、歳入でございます。

保険料で1億9千931万6千円。前年度比846万7千円、4.4%の増となっております。増の主な要因といたしましては、被保険者の増加によるものとなっております。

す。なお、特別徴収と普通徴収の現年度分における割合は、これまでの実績から概ね6対4の割合と想定し、それぞれ計上しております。また、滞納分として30万7千円を計上しております。

次の繰入金の事務費繰入金400万8千円は、歳出の総務費に係る一般会計からの繰入金となっております。保険基盤安定繰入金3千966万5千円は、政令軽減に係る7割、5割、2割の保険料軽減分を一般会計より繰り入れるものとなっております。そのほか、繰越金と延滞金等のその他収入を加えまして、2億5千101万円が予算の総額となっております。

次に、歳入の表の下でございます。被保険者見込み数は2千134人、前年度と比べて96人の増を見込んでおります。そのうち、下の表になりますが、政令軽減のかかる方は合計で1千286人。全体の約6割の方が軽減対象になるものと見込んでおります。

それでは、予算書をお願いいたします。

267頁でございます。

第1条、第1項でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億5千101万円とするものでございます。

次に、飛びますが、274、275頁になります。

まず、歳出からでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費232万9千円。前年度と比べ65万円の減でございます。事業別区分1の一般管理事業232万9千円でございますが、後期高齢者医療に係るクラウドシステム利用料や被保険者証の郵送料等を計上しております。減の主な要因といたしましては、昨年10月1日から導入された自己負担の2割負担導入に伴い、全被保険者に被保険者証を2回送付した郵送料が、令和5年度では8月の一斉更新1回のみとなることによるものでございます。

2項徴収費、1目徴収費168万9千円。前年度と比べまして10万5千円の増でございます。事業別区分1の徴収事業168万9千円では、保険料に係る納付書等の作成、郵送費等を計上しております。

2款広域連合納付金、1項広域連合納付金、1目広域連合納付金。事業別区分1の広域連合納付事業2億4千635万7千円。前年度比1千24万2千円の増でございます。増の主な要因といたしましては、団塊の世代が後期高齢者となり、被保険者が急増していることによるもので、この被保険者から納付いただきました保険料と一般会計からの

基盤安定繰入金を併せて広域連合へ納付する、広域連合納付金を計上しております。

次の3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金62万5千円。

次の276、277頁になります。

2目還付加算金1万円は、過年度分保険料の返還に係る還付金及び還付加算金で、前年度と同額をそれぞれ計上しております。

続きまして、歳入でございます。

恐れ入りますが、戻っていただき、272、273頁になります。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料では1億1千343万5千円を、2目普通徴収保険料では8千588万1千円を計上しており、被保険者2千134人分に係る保険料となっております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料で、前年度と同額の2万円を計上しております。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金400万8千円。前年度比54万5千円の減となっております。主な減の要因は、事務費繰入金の対象となる総務費の一般管理費のうち、郵便料の減によるものとなっております。

次に、2目保険基盤安定繰入金で、前年度比177万5千円増の3千966万5千円を計上しております。

4款繰越金でございますが、前年度と同額の800万円を計上いたしております。

5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金につきましては、予算の頭出しとして1千円を計上しております。

以上が、議案第11号、令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計予算についての説明でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○辻本（博）委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 これも年々上がっていく保険料なんですけれども、全国的には、やっぱり普通徴収の方の中に滞納ということが増えているそうなんですけれども、太子町で見たとき滞納や、また、短期保険証を持っている方なんかが増えたりはしているんでしょうか。

○松岡保険医療課長 すみません、滞納はほぼないということで、今現在、短期の被保険

者証を出している被保険者の方もいないという状況です。

○西田委員 今は附属説明を見ているんですけど、滞納分で、当初では一応30万7千円見ている。これはそういう、長い年月ではなくて、納付書を送ったけど、ちょっとこの納期までに納められなかったぐらいの数字ということですか。

○松岡保険医療課長 後期高齢者医療の保険料の普通徴収のほうなんですけれども、7月から、7、8、9、10、11、12、1、2、3月まで、9期で1年間の保険料を納めていただくんですが、4、5、6と保険料を納める期間がございませんので、その間で、被保険者の方がきっちり納めていただいているという状況かなという認識です。

○西田委員 そういう意味では、全国に比べて、太子町の住民さんはきっちり払っていただけているのかなと思う、それは初めてお聞きしてよかったかなと思っております。

ただ、やっぱり保険料はそういう感じで普通徴収であっても、無年金でも払っている人もいてる中でも、滞納もなく短期保険証もないということはいいんですけれども、昨年10月に医療費の窓口負担が2割になったではないですか。2割になった、「これどないなってんねん」というような声が役場のほうに届いたりしていますか。

○松岡保険医療課長 当然10月1日から2割負担の方が20%程度増えましたので、その方が、「なぜ私は2割になるのかな」というような形で窓口での問合せはあります。ただ、その後、医療費が2割負担になったという声もされているんですけれども、窓口で怒られたり、そういうようなケースにはなってはございません。

○西田委員 年収というか、所得に差があるとは思いますが、それはものすごくもらっていたら、その2割のことが生活に響くかというたら、ちょっとそれは分かりませんが、ぎりぎりまたぐ人がいるでしょう。だから、2割になる金額ラインはどこにあるのか。それは個人で判断されているのか、所帯で判断されているのか、ちょっと中身を詳しく教えてください。

○松岡保険医療課長 2割負担の判定なんですけれども、まず、世帯内の75歳以上の方のうち、課税所得が28万円以上あるというのが前提にあります。その中で、75歳以上の被保険者が1人か、それとも2人かということで、また区分けがされます。もし、1人だけの単身世帯ということであれば、年金の収入とその他の合計所得金額の合計が200万円以上あった場合は2割負担になってしまうと。例えば、夫婦お二人で複数の世帯ということであれば、今言いました年金収入とその他合計所得の金額が、合わせて320万円以上あった場合に、2割負担になるということがございます。

○西田委員 本当にこの基準があったら、またぐといったら、以上だから200万円になった途端に2割になり、言えばですよ、199万9千999円だったら1割という、そういう、どこでもですけど、またぐ、またがないで大違いのところ、私もそういうので、同じところで働いていて、同じ定年を迎えて、同じ後期に入って、その人は1割のまま、私は2割なんだというの、それもお尋ねしたら調べてくださって、税とかいろいろ見たら、結局1割になってよかったなということなんですけれども。では、その200万円が多いか少ないかといったら、絶対多くないですよ。200万円で1年過ごしていこうと思ったらね。そういう方に2割負担を押しつけるという、本当にひどいなと、もうどんどん悪くなっていますからね。それが数字でも表れているのかなと思っています。

また、今回、令和4年、5年で上がっているんですけど、これは聞いたかもしれませんが、最高賦課限度額に達している被保険者数、何人いらっしゃるんですか。

○松岡保険医療課長 今現在、賦課限度額66万円になっています。ということで、その賦課限度額に到達している被保険者の方については、20名ございます。

○西田委員 これも、そうは言いながら、取り過ぎて、赤字では、ずっとこの間来てないと思うんです。取り過ぎたお金は、府は基金として持っていると思うんですけれども、これは、前年度は少し使ってくれたのかな。今、府の基金がどれぐらいあるのかというのが分かっていたら教えてください。

○松岡保険医療課長 大阪府の後期高齢者医療に係る財政安定化基金ですが、確認させていただいたところ、30億円ということがございます。

もう一つご質問いただきました令和4年度、5年度の保険料の算定におきましては、決算の剰余金190億円を使って1年で95億円ずつ充てた上で、保険料の抑制をしているというような状況です。

○西田委員 府も努力していただいても、これだけ高いということでは、国保の構造的な問題があると言ったし、介護保険も国の制度としてどうなのというのもありますし、この後期高齢者医療制度も、やっぱり制度の成り立ちからして、高齢者へ負担をかけ、住民に負担をかけという制度としては、国がもっともときっちり国民を守る立場で制度の土台づくりをしてもらわなあかなと思っています。

また、こんなことも、身近に住民さんに接している職員さんが一番よく分かっていると思いますので、私たちが声を上げますけれども、自治体としての声も集めて、国にこ

んなんおかしいというのは届けていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

○藤井委員 よろしく申し上げます。

2006年の医療保険法改悪で創設された後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を後期高齢者として、74歳以下の人と切り離し、都道府県などをつくる広域連合が運営する別枠の医療保険に強制的に加入させ、負担増と差別医療を押しつけるものです。

2008年の制度導入以降、5回の保険料値上げを実施されており、令和2年、3年度の6千358円から114円増加で、令和4年、5年度の被保険者1人当たり平均保険料は、全国で月額6千472円になりました。この間、滞納が全国的に増えてきています。

後期高齢者医療の保険料は、約8割の人が年金から天引きされる特別徴収です。年金が年額18万円未満の場合や、保険料と介護保険の合計額が年金額の2分の1を超える場合は、被保険者が保険者に直接支払う普通徴収になります。

保険料が払えず滞納になるのは、普通徴収の人です。月に1万5千円程度の年金や無年金などの低所得者が多く、後期高齢者医療だけでなく、介護保険料や消費税などで生活自体が厳しい実態があります。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける悪法です。

2008年度にこの制度がスタートした際に導入した保険料の軽減措置を打ち切り、低所得者への大幅な保険料引上げを強行した上に、窓口負担の2割への引上げです。こんな高齢者いじめの制度を廃止し、お金の心配なく医療にかかることができる制度への転換を求め、反対の討論といたします。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

討論を許します。

○辻本（馨）委員 議案第11号、令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

本特別会計は、被保険者から納付された保険料を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付することを目的に、これら保険料などを区分して経理するために設置されており、令和5年度予算では、現行の制度に基づき、広域連合が定める所定の保険料率により、保険料や広域連合納付金のほか、必要な経費が適切に計上されていると考えます。

今後も、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による急速な被保険者数と保険給付費の増加が見込まれる中、引き続き、国の動向を注視しながら、制度の円滑な運営に努力されますよう要望して、本予算の賛成討論といたします。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第11号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立6名・反対2名）

○辻本（博）委員長 起立6名、反対2名。よって、賛成多数でございます。

議案第11号、令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これにて、委員会を閉会させていただきます。本日はお疲れさまでした。

午後 1時22分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 辻 本 博 之